

「十和田の伝説」考——八郎太郎譚を中心に——

附 『来歴集』「十曲沼」の全文翻刻

阿部 幹男

はじめに

北奥に位置する十和田湖は、コバルト色の水をたたえる神秘にみちたカルデラ湖である。この一帯は火山地帯で、近くの八甲田連峰は今も噴煙をあげている。十和田湖も、延喜十五年（九一五）七月四日に未曾有の大噴火を起した。その影響は西日本にもおよび、上空に運ばれた火山灰の影響で、翌七月五日、十和田湖から八〇〇キロ離れた都でも、「午前五時から七時、陽に暎きなし、その貌月に似たり」と、陽光異常現象が観測されたことが『扶桑略記』第廿三、延喜十五年七月五日の条に記されている。⁽¹⁾⁽²⁾

北奥の人びとは、古来この十和田湖を青龍大権現のすむ霊地として崇めてきた。近世この地方の巫覡^{みげき}によって、霊地にまつわる古浄瑠璃風の縁起『十和田の本地』（総称）が創出され、盲僧たちがこれを語り広め、人びとはおおいに享受していた。この〈あらずじ〉は、以下のとおりである。

昔、糠部^{ぬかぶ}地方に南蔵坊^{なんざうぼう}という修験者がおった。南蔵坊は衆生済度のため、家族や婚約者（お豊^{とよ}）と義絶し、弥勒菩薩^{みろくぼさつ}の出世に会い、悟りを得ることを願い、紀州熊野山に籠り厳しい千日修行をした。すると枕に熊野権現が立ち、「奥州の言両山^{ことわけま}を訪ね、片方の草鞋が吊るしてあるところを住処にせよ。さすれば願いが叶う。」とのお告げと共に、片方の草鞋があたえられた。南蔵坊は回国修行し、やがて言両山に分け入り、片方の草鞋をみつけ、そこに住み始めた。

ところが、そこにはイワナを食べて大蛇になった十和田湖の主・八之太郎がおり、住処をめぐり壮絶な戦いがおこった。八之太郎は、八大龍王の眷属の加勢をたのみ襲撃するが、南蔵坊はこれを撃退。太郎はついで第六天魔王に助勢を乞い、派遣された阿闍羅王^{あじゃら}の大軍団と再攻撃。南蔵坊も日本の神々や四天王の加勢をえて大合戦の上、魔王軍をも排撃。ついに太郎は八頭の大蛇と正体をあらわし南蔵坊に襲いかかる。南蔵坊も九頭龍となり、三日三夜にわたる大激闘。熊野権現の

加護のもと、ついに南蔵坊が勝ち、血まみれの八郎は黒雲に乗り逃げ去った。

やがて南蔵坊は、お告げにしたがい湖に棲む端麗な龍女と契り湖に入り、十和田山青龍大権現とあらわれ、四十九院からなる豪華絢爛たる宮殿を建立して、ここで弥勒菩薩の出世を待っている。二人が唱える法華経の声が湖の中から今も聞こえるという。

*この縁起では「八郎太郎」を「八之太郎」と称す。

これを下に、鹿角の羽黒派修験・柴内不動院よって「略縁起」が編み出され、さらに天保頃には浄土宗の教義にそった読本風『十和田山神教記』も創り出された。今日つたわる伝説は、これら三系統の縁起が混然と交ざり合わされたものである。⁽³⁾

この『十和田の本地』は、わが国の語り物縁起の中でも、ドラマツルギー(作劇法)は群を抜いており、荘厳かつ華麗さに充ちている。拙論は、この縁起の礎となった「古伝」について八郎太郎譚を中心に検討し、その宗教的・歴史の意味を論究したものである。

一 古伝をもとめて——『三国伝記』との関係——

1 『三国伝記』

この縁起の原拠は、室町時代の仏教説話集『三国伝記』の「釈難蔵得不生不滅事」であることは、識者の一致するところであ

る。⁽⁴⁾『三国伝記』(以下「伝記」とも記す。)とは、応永末年(二四二八)頃に、近江善勝寺の玄棟によって編纂された漢文体で記された説話集である。全一二巻、各巻三〇話、合計三六〇話から成る。この第巻第十二話、「播州書写山の法華経の持経者の難蔵は、五十六億七千万年後に現われる弥勒菩薩を待つため、龍女と契って自身も龍蛇の身になって池に入った」という説話である。縁起との共通性は疑う余地はない。

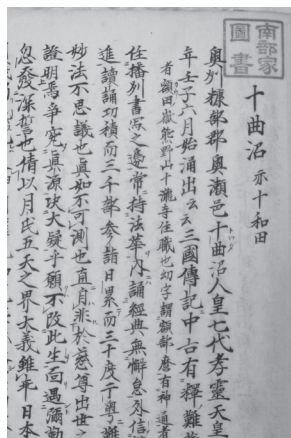
『伝記』の説話は内典外典より撰んだものが多いが、この説話は出典が不明である。室町時代に全国各地にあった天台談義所の回廊(ネット)上で掬い上げられた説話の一つと考えられる。今を去ること六〇〇年以前に、縁起の原型ができていたのである。ただし『伝記』の説話では、主人公は「播磨書写山の難蔵」であり、「(彼は)言阿山へ行き、山の頂上にある池」とみえ、「十和田湖」とは記されていない。

『三国伝記』は説話内容の豊潤さにより、寛永十四年(一六三七)に京都の書肆から刊行された。その後も度々刊行され、教養書として知識人を中心に巷間でも読まれていた。

2 『采歴集』(旧南部家蔵書)

一方在地では、「古伝」つまり浄瑠璃化される以前、どのように伝えられていたのであろうか。中世に遡る史料には見えない。ようやく二七〇年以上も下った元禄十二年(一六九九)三月に編纂された『采歴集』に「十曲沼 亦十和田」として登場する。⁽⁵⁾

編者は盛岡藩の祐筆・藤根吉品ふじねよしむねである。その（あらずじ）は、「家族や婚約者と義絶し」という浄瑠璃化で付与された部分を除くとほぼ同じである。基本文献あるので末尾に全文を付した。



『奥州額部郡』十曲沼 赤十和田
『來歴集』「十曲沼 赤十和田」
（もりお）か歴史文化館蔵

編者は『三國伝記』を読んでいた。その上で「三國傳記（略載之）、中古有釋難藏坊者」と、『伝記』の本文を抜粋簡略化して紹介しつつ、かつ割注をもって「古傳曰、額田嶽熊野山十瀧寺住職也、幼字糠部磨」とか、「出生は糠部郡三戸永福寺内六供の一つ蓮花坊の住侶」で「戸賀村靈驗堂は難藏坊の建立」との在地伝承を紹介している。また「是傳寫之誤、可作陸奥」と自己の見解も示している。さらに地名「額田」として三ヶ所を挙げている。常陸の奴加太ぬかたは、現在の茨城県那珂市額田付近であらう。久慈川の右岸に位置して左岸には古刹・沈石寺ちんせきじがある。越後の加久太かかたは、新潟県西蒲原郡巻町の角田山付近であらう。そして陸奥の額田は「奥州額部訓加字多也」と。これは「額部」糠部」や「奴可嶽」をもって糠壇かッの嶽八峰（八甲田）と確定

しようとしたと考えられる。

ここで刮目すべきは、『來歴集』には「古伝」として「八郎太郎譚」と「一片草鞋譚」があらたに加えられた点にある。また、つぎの事項は確認をして置きたい。『伝記』では、龍女は十曲沼の池主であり、八頭の大蛇は奴可嶽の池主であることを、『伝記』は、つぎのように語る。

女ノ云ク、妾ガ棲ハ此ノ池也。吾ハ池ノ主ノ龍女也。一中略一有時女、難藏ニ向テ云ケルハ、此ノ山ノ西、奴可ノ嶽ト云所ニ池アリ。此ノ言兩ノ嶽ヲ去ル事三里ナリ。彼ノ池ニ八頭の大蛇アリ。我ヲ妻トシテ一月ノ間上十五日ハ奴可ノ池ニ住ミ、下十五日此池ニスメバ、一中略一威勢尽終、小身ニ成、元奴可ノ池ニゾ入ニケル

一方「古伝」は、「然ルニ十和田沼、舊ヨリ有雌龍無雄龍、八龍入池為之夫婦、是大同二年八月也云々」と記す。この「八郎太郎の八龍」と「奴可嶽の八頭の大蛇」は同一ではないことを。

また「東風流云」として、猿賀山神宮寺などの古社が列挙されている。これら寺院が南蔵坊譚と深い関係あることを物語ろうとしたものは判然としない。また「東風流」とは『東日流記』をさすのか、地名をさすのか分明ではない。

青森市油川の熊野宮の寛文六年（二六六六）の棟札には、永禄二年（一五五九）の再興のことが書かれ、裏書に「金光寺持国天北斗寺妙見大菩薩建立以後 熊野山十二所大権現勸請十彎寺南蔵坊 時勧進小幡東覚坊」とみえる。また「津軽一統志」附卷「津

輕郡中名字」は、北畠頭家の末裔が天文年間（一五三二—五五）に作成した支配地の台帳とされるが、その一節に、

津輕と糠部の境、糠壇の嶽に湖水有。十灣之沼與云也。地神五代ニ始也。數ヶ年ニ至、大銅年計賀之靈驗堂の衆徒南

蔵坊云法師、八龍王ヲ追出シ十灣の沼に入る。今天文十五年（一五四六）まで及八百余歳也。

とみえる。『津輕一統志』は享保十六年（一七三二）成立であるので「天文十五年」の信憑性はさて置きたい。ただ、これらの文献からも「古伝」としての南蔵坊伝説が、近世初頭には北奥一帯に広まっていた様相がほのかに覗える。

3 『吾妻むかし物語』

つぎに『吾妻むかし物語』の「第三 難蔵坊十和田の湯に入蛇道に落る事 附八郎太郎が事 并古傳」が挙げられよう。著者は京都の医師・松井道円で、元禄の初め漫遊の杖を盛岡藩に曳いて花巻に逗留したという人物である。かれは漢文体の『來歴集』を書下し文にし、そこに私見をあらたに挿入しつつ平明に改編している。なお、末尾の付された漢文体の「古傳」は、『來歴集』「十和田」を、ほぼそのまま転載したものである。

彼が私見を添付した部分は、つぎの二ヶ所である。

(1) しかれば眞言宗の僧と見ゆ、されども三國傳記には播州書寫の住僧とあれ八天臺宗にや、いづれか詳ならず。

(2) か、る事は難蔵坊のみならず、古來碩学多才の智識にも

有事にや、法然上人の師範たりし叡山并榎の源光阿闍梨は、三諦を修學せしに、空假の二諦は會通すといへども、中道實相に至りてハ證入成がたきよつて、是も慈尊下生の會座を期せんか為、一滴の水を掌に入れて水想觀に住し、蛇身と成て遠江国櫻か池にいられしといひ傳へたり

(1) は、難蔵坊が盛岡藩眞言宗永福寺との關係が深いことを受けての見解である。(2) は、『伝記』の説話「桜ヶ池」ともふかく関連していることを指摘している。周知のとおり「桜ヶ池」とは

新任の遠江国守が京から連れてきた美女・桜の前を侍らせて池の畔で酒宴に興じていたところ、池の主によって女が池に引き込まれた。怒った国守は、焼石を投入れて主（大蛇）を退治した。またその後、相模阿闍梨快賢という法華經の持経者が、弥勒の出世に会いたいと、屈身の行を修して大蛇となつてこの池に入った。彼の弟子の法然上人が下向の折、この池で蛇身の快賢と対面した。

という説話で、『法然上人行状絵図』第三十巻にも、「法然上人の師匠である肥後の阿闍梨・皇円が弥勒との値遇を切望して遠江の桜が池に入水した」と記されている。「皇円」は『扶桑略記』の著者でもあり、この話は法然上人の没後まもなく成立した「源空上人私日記」(康元元年（一二五六）以前成立)にもみえる。「快賢」は三井寺の「三尾大明神の祭祀由来」には、つぎのように見える。

天曆元末年三井寺の山内に、琵琶の秘曲を弾し妙音幽かに聞れる、一老快賢大僧正山内を見給へハ、岩上に霧深く掛り、姿現せず声有て、当山守護の龍女なり、(中略)琵琶を岩上二置、白雲二乘し赤蛇のかたちを顕して、湖中二入二ける、(快賢)僧正、宮を営み、琵琶を納め、逆髪(蟬丸)妙音三尾大明神と崇メ、三井寺奥の院鎮主と成給ふ

ただし、ここでは「皇円」でも「快賢」でもなく、黒谷の慈眼坊こと「叡山并榎の源光阿闍梨」とみえる。『月刈藻集』には、蛇身となったのは「肥後ノ阿闍梨源光」とみえるので、ここからの引用と考えられよう。⁽¹²⁾⁽¹³⁾⁽¹⁴⁾

4 菅江真澄日記

この記録から九〇年以上経った天明八年(一七八八)と文化四年(一八〇四)に、菅江真澄もこの伝説を精力的に収集している。真澄は「十曲の湖」⁽¹⁵⁾文化四年(一八〇七)八月二十日条の最初の部分で、つぎのように記している。

むかし、みかしほのはりまの国なる書渴山の麓に、ほくゑ経をあけくれずんじける法の師あり。名を難蔵といふ。いつまでもながらふ命ありて慈尊(弥勒菩薩)の御世にあひ奉らまく、泊瀬寺にこもり、ひたいのり経よみしかば、常陸の国と出羽の国とのあはひに水湖あり、それにいたれと。こや、陸奥と常陸とを『三国伝記』といふふみにはかいあやまれり。まさしき夢のみさがあるにまかせて水海のへ

たにいたり、ひたぶるほくゑ経を、くひ物をたちて、よみしをりから、一(中略)一かくて八頭のをろち、からうして齧田の湖にしりぞきぬなんいひ伝ふ。一(中略)一春の土用より夏の土用をかけて奥瀬の村なる別当とて、奥瀬蔵人なにかしに仕ふ折枝要右衛門といふ人、こゝにいもぬして六月の十五日は、うばそこ(優婆塞)集ひ祭りすとなん。

真澄は、『伝記』には「熊野山に山籠シテ」と見えるのに対し「泊瀬寺にこもり」と記している。また、八郎太郎の行き先を『来歴集』では「奔出羽國入三比内沼」、『吾妻むかし物語』では「出羽の国比内郡へ退き、今にすまみなすとかや」とするにの対して、真澄は「齧田の湖」と記している。さらに「十和田湖が奥瀬氏の所領で、修験の折枝(折田)氏が別当として神社を祀っていたと、祭祀記事も記載している。

おなじく「委波底廼夜磨」(天明八年七月四日条)でも、「〜といふもの語りは『伝記』にも見えたれ」と、長々と伝記を紹介したあと、

かゝる物語は、みちのく出羽にて、まち／＼にいへり。言両は十曲の湖にてやあらん。奴可は、糠部など郡の名にむかし此のあたりをいひしかば、いまいふ八ツ耕田の岳をいふらん。此岳のなからに大なる湖のあり。

と記している。真澄も『来歴集』などを読み予備知識を収集した上で周回踏査を行なっていた。

*

以上、「古伝」として在地にどのように定着していたかを近世の文献に見てみた。しかし藤根のいう「古伝」とは、巷間の口承伝説であったものか、古記録としての寺社縁起であったものか、それとも草子風の語り物縁起であったものか、その形態は定かではない。

ただ前述したように、近世、「古伝」は浄瑠璃化されて語り継がれていた。奥浄瑠璃『十和田の本地』である。たいそう人気を博したようで、語りを聞ききたる写本が各地に残されている。『盛岡市史』（第五冊分）には「天明のころ、川原に富都、本町須磨都があり、富都は本地物、須磨都は十和田の本地をかたり、二人とも美声比えなかつた」とみえる。またこれを裏付けるように、天明五年（一七八五）の写本も残されている。

わたくしは、この浄瑠璃化は意外とはやく、藤根が『来歴集』を編纂した時点には既に創出され、領内に流布されていたと考えている。したがって「古伝」の全貌を判然とするためにも、『十和田の本地』の内容（八郎太郎譚）にも分析を加えることにする。なお、成立年代の立証は後日機会をえて発表する。

二 八郎太郎伝説とその周辺

1 八太郎沼の黒龍

「八郎太郎譚」について考察しよう。なぜこの「八郎太郎譚」

があらたに加えられたのか、とくにも、なぜイワナ三匹を食べた大蛇（八龍）になったのかについて。この謎を解くカギは「太郎の出生」が暗示している。

『十和田山由来記』（安政二年書写・八戸市立図書館蔵）の三段目の冒頭では、「誕生譚」が次のように語られる。

爰に又、八之太郎の由来を尋ぬるに、八戸ノ片原に十日市ト申所に有徳の仁有り、男女の子供多き中、おふじとて類稀れなるに、さもいつくしき小人、妻戸の脇にたゝずみ、のおふじの君故にこがれこがる、あま小舟、一夜かごとの楫枕、ほのめき渡る其のとばり、あかさせ玉へと云へば、おふちは此よし聞よりも、こは、みづからごとき賤のめに、何の心の有ぞ海、ろかにも及ばん荒磯の、釣せで帰れ旅の殿、小人此由聞よりも、うらめしのことの葉や、思ひかけ橋忍び来て、まだ里なれぬ鶯の、つぼみの花に、嵐身にそふ初雪や、君ゆへに身はしじみ貝、そののみくつとならばなれ、かごとはかりの御情、かはさぬ内は飛鳥川、淵に入とも帰るまじ、おふぢも今は恋衣、着そめてこそはぬらす袖、みだれす、きの穂に出て、末の松山波こさばこせと、妻戸を明て御手をと、一間へ請じ玉ひける、それよりも比翼の契り浅からず、月日かさなり今はや懐胎に成りにけり

*浄瑠璃本では「八之太郎」。

馬淵川の河口付近のある八太郎沼の主（黒龍）が、八戸の長者の娘「おふじ」に妻問いして生まれたのが、八之太郎であつ

たと語る。情緒纏綿てんめんとした口説きである。八之太郎の出生地は「八戸の十日市」である。

この出生譚は、古来水の中には主の龍蛇が棲んでいるという信仰を基層とした昔話「蛇智入り」（三輪山型神話）を用いたもので、お伽草子『伊吹童子』と同工異曲である。近江国伊吹山の大明神の申し子・伊吹弥三郎が、土地の有徳の一人娘に通って生まれた子が「八之太郎」ならぬ「酒吞童子」であった。なお、室町末期の「長尾護国寺縁起」には、

白雉二年辛亥依靈驗、慈照上人伊吹岳有參籠、弥勒菩薩之示現、種々座中老女之姿現来、（中略）示現老女者、籠之海入給、是則難陀龍王本地弥勒菩薩也

とみえ、伊吹山にも十和田湖同様に弥勒信仰が存在していた。

この「八郎太郎譚」は鹿角地方にも伝わっており、『略縁起』には八郎太郎は鹿角の久内の子として登場する。この父・久内の誕生にも「蛇婿入り」譚がみえる。『来歴集』では「八郎太郎」は糠部の人、『吾妻むかし物語』では奥瀬村の村人であったと、「蛇婿入り」譚はみえない。しかし、イワナを食して大蛇と化して湖の主になったとする点は共通している。この出生譚は、やがて八郎が池（十和田）の主となることへの伏線であり、これにより一層神話性を備えたのであった。

なお、『来歴集』の「八郎太郎譚」には「議鹿角郡鎮祇 奮勵不得侵 出羽國入比内沼 又同國生内邑有池 或住于此 秋往比内 春彼岸之時正到生内云 到則滿池之水 一夜忽開 豊岸

上教丈（住池邊民家竟無聞豊水之音）最可異焉」と記されている。これは『略縁起』と同じ内容である。したがって『略縁起』の成立も元禄十二年以前とも考えられる。しかし『略縁起』のそれは、後世『来歴集』からの引用も想定されるので、さらなる調査が必要とされよう。

2 謎・禁断の「イワナ」

ついで、『十和田山由来記』は語る。

八之太郎は友と三人で言分山へ入る。山で二人の友は渡世の営み（マダ剥ぎ）に、八之太郎は狩りに取りか、った。一日目には、さっそく二疋の鹿をかいつかみ、晩の料理にして喜ばれた。翌日も鹿を狩りに出かけた。ところが、大熊三疋が現われて大格闘となったが、さすがの八之太郎もいかんともしがたく疲れ果てる。大熊たちはからりと嘲笑しながら消え去る。得物がなのまま小屋に戻り、食番のため溪流に下り水を汲んだ。すると「イワナ」が三匹桶に入った。以下、このイワナを食べ、とうとう大蛇となったのである。

「魚を食して大蛇となった」という伝承については、早くに高谷重夫が高著『雨の神』において全国各地の例を紹介している。

東北地方の代表例として「八郎湯伝説」を、『奥羽永慶軍記』おつうふくけいぐんき巻五「心済入道諸國修行の事」をもって紹介している。この書は久保田藩（秋田県）湯沢の医師・戸部正直が、奥羽各地の古

老から聞き書きした東北地方の戦国時代の軍記物語である。

この伝説は、天正十一年（一五八三）頃、大梵字氏の家臣が出家し回国修行の途中、秋田で聞いた伝説を記したという。「里人に由来を聞くに、むかしまだ湖水の無りしとき、此所山なれば、近き里人三人木樵に来る。三人の内八郎といふもの一人、沢辺に下るに、魚を三つ取りて、幸なり三人で食はんと思ひ、是を焼く。其の匂ひ―（後略）」と。ここには十和田湖の件には微塵もふれていない。故意に十和田伝説との関係を削除したのか、それとも元来存在したものは定かではない。記述内容の年代的保証は完成時の元禄十一年までしか遡れない。しかし『十和田の本地』は、「南蔵坊譚」にあらたに「八郎太郎譚」が加えられたことから推して、もともと八郎潟にも独立した「八郎太郎譚」が存在していたのではと考えるのが穏当であろう。

鳥海山麓の小瀧こたきに伝わる『鳥海山大権現縁起』（鳥海刑部少輔親範による寛文五年（一六六五）の書写本）にも「権夫の龍頭八郎が鳥海山を開山し、龍頭寺の別当としてして祭祀を始めた」とされ、学頭寺は龍山寺であった。初代別当の八郎は頭が龍のようだったので寺号を龍頭寺とした」と記されている。この鳥海山（大物忌神）は、貞観十三年（八七二）四月八日に大噴火あり、ついで延喜十五年七月四日に十和田湖も大噴火を起し、直ちに朝廷へ「言上」されている。前者について『三代実録』五月十六日条に「出羽国司言ふ、（略）去る四月八日、山上に火有りて土石焼く、又声有りて雷の如し、山より出ずる所の河、

（略）両大蛇有り、長さ各々十許丈、相流れ出で海口に入る、小蛇の随ふ者其の数知らず」と記されている。「大噴火の山」には龍蛇の存在が観念されていたのである。

では、「なぜ魚は三匹のイワナ」であるのか。この理由についても、今日まで各分野の方々が縷々言及なされている。今日、通念的解釈として「マガギの掟（獲物平等分配）を破つたため」が受容されている感がある。しかし私は、この主たる理由は北奥の「諏訪信仰」の中に求めるべきと考えている。

長野にある諏訪大社の祭神は「建御名方神たけみなかたのかみ」、諏訪地方を開拓した神といわれる。ご神体を龍神とする信仰も古く、狩猟の神・軍の神としても人びとに厚く崇拜され、全国各地に分社が祀られている。この諏訪大社（上神宮寺）に伝わっている古文書のなかに『諏方上社物忌令（17）』がある。成立は鎌倉末期と目される。ここに諏訪明神への贅にえに関する事項が、つぎの様に見える。

一、当社の御贅にか、らぬ物共、熊猿ニクゆわな山鳥也。熊ハ権現垂迹の依夫者なるになり、猿ハ羅漢果をえ仏体なる故也、山鳥青黄赤白黒の色を具足し山神のかたち也故也、ニクハをほかみの化現山神護をのうの召物にて高山のハんしやくにおひて飛行自在の通を得てある故也、ゆわな一寸二及へハ、得龍の形て、龍門の瀧を越、百丈の瀧におひても自在なる物也、此外のちよろく水魚ハなに、てもか、るへし。是則慈悲の御殺生、業尽有情のゆへなり

と。贅にはいけない動物と理由についての記述である。そ

の動物とは、熊・猿・ニク（かもしか）・イワナ・山鳥をあげ、それぞれの理由を述べている。そのなかに「イワナは龍に似ていることと百丈の瀧をも昇るからだ」と理由が記されている。つまり「イワナ」は龍神の化身（使い）であった。さらに猪鹿水魚はそのままでは仏果を得ることはできないので、人間が「慈悲の殺生」をしてあげることで成仏できるのだと説いている。

『十和田山由来記』でも、はじめに鹿二匹を捕獲し皆で食す。ついで三匹の大熊が現われ、格闘するものの八之太郎は齒が立たない。三匹の大熊は八之太郎を嘲笑つて消える。この三匹の大熊は「三熊野権現」、もしくはその使いと解釈されよう。このあと八之太郎は「龍の化身」である禁断の魚を食べたので大蛇になったと。闡明なる理由である。

『諏方上社物語』は、さらに次のように続く。

当社の御頭ニあたらん人ハ、いかにも御狩を本として御鷹をもちへし、御鷹をかけられへし、御狩と云ハ波提国鹿野苑より始れり、鷹と云ハ麻皮陀国よる始也、此旨を背く御鷹狩をもせさらん人の御頭ハ、可背神慮者也、如此逆々んお慈悲御鷹をふくせんともからハ、心中にけひをもつて、業尽有情 雖放生 故生人中 同証仏果とせうすれハ、得所の贄ハ忽に成仏得道する。

中世、仏教の殺生罪業観の普及のなかで「贄鷹（鷹狩）によって仕留めた得物を神膳へ供える（神事）」や肉食の論理的正当化が図られた有名な「諏訪の勸文」がみえる。この勸文は、『神道

集』⁽¹⁸⁾ 卷十・第五十一「諏訪縁起」には、嘉吉三年（一二三七）

長楽寺の寛提僧正に対する夢告として示されたと言く。

『溪嵐拾葉集』⁽¹⁹⁾ 第四（諏訪明神託事）には「尽有情雖放

業不生故生人中同証仏果文謂意者。或聖參詣諏訪明神之時。此神以千頭鹿奉祭事会不審。奉祈念之時神託也」とみえ、『伝記』卷第七では「隆弁僧正諏方明神示夢想事」としてあげている。

さらに「鷹狩」の正当化は、戦国時代に出羽国の伊達氏に仕えた武將・廣田宗綱が、天正十二年（一五八四）に書写した『鷹書才覚之巻抄出』の第一条に、次のようにみえる。⁽²⁰⁾

一、たかをつかひはしむる事は人けんわさにあらず。鷹と申は日本国、そのうへてんかに鳥共みちくして衆生のかうさくをくらひうしないけるほとに、てんかの間人はや残すくなになりけるところに、毘沙門大鷹、不動はせう鷹、普賢、観音、此四仏もろくのたかとけんせられ、彼とり共をうしなひ給ふにより、せけんのかうさくうせざるあひた、人間いまたはんしやす。ざるあひた、普賢は上の宮、観音は下のみやとて、諏訪上下これ也。

諏訪信仰は北奥にも古くに伝わり定着していた。鎌倉幕府成立後、東北地方には東国武士団が多く移り住んだ。甲斐から移った南部氏もその代表である。また今日、諏訪・望月・禰津の諏訪系の姓をもつ人々も暮らしておられる。先祖は本貫地の諏訪の神々をも携えてきたのである。

古来北奥は、馬と同時に鷹の名産地でもあった。彼ら武士団

にとつて、御狩の神である古里の諏訪明神は精神の支柱であった。北奥の各地にも勧請され、近世に入ってもその信仰の重要性は薄れることはなかった。

盛岡・八戸藩は鷹の一大産地であったため、近世初期には幕府から鷹買役人が訪れた。鷹の捕獲と飼育、そして幕府役人の接待には藩の命運がかかっていた。城下には鷹の飼育と調教にたずさわる鷹侍が六〇名以上おり、鷹匠小路に住んでいた。鷹狩に使用されたのは、オオタカ・ハイタカ・ツミ・ハヤブサの四種類であった。ハイタカの巢は、近世初期、領内におよそ四〇ヶ所あり、巢立ち直前の幼鳥を捕獲していた。幕府に献上する六〇羽をふくめ毎年一六〇羽程度を捕獲していた。オオタカの雌は「ダイ」と呼ばれ、鷹狩では珍重され、定期的に江戸へ持参する以外、捕獲すると即江戸表に運ばれることもあった。盛岡藩家老日記『雑書』⁽²¹⁾正保四年（一六四七）十月二十八日の条に

一、御鷹餌喰悪敷ニ付て、郡山（日誌）・三戸両御諏訪へ御祈念―（中略）―と被仰遣ル、三戸へハ御鷹無病二候之来春、御堂御建立可被成御立願―（後略）

同じく慶安五年（一六五二）九月六日の条には

一、三戸御蔵米三駄ハ、三戸泉山藤七と御鷹地侍十四人之御山祭ニ、米相渡可申、手形藤田多左衛門ニ渡ス

のように、領内にある諏訪明神へ藩が祈願する記録があり、諏訪信仰の重要性を如実に物語っている。

また「鹿狩」も同様であった。『雑書』慶安二年（一六四九）十二月十三日の条には、藩主が勢子八〇〇人を動員しておこなった岩手山麓の巻狩の得物は、鹿一六二〇頭、猪五頭であったと記されている。明暦四年（一六五八）正月十日の条にも、「鹿狩」の記事がみえる。

一、今日御鹿狩ニ松屋敷へ被為成、卯刻、出御。御供漆戸勘左衛門・御近習・御小姓衆・（中略）御帰申刻、物数千貳百十之内、鹿千貳百三頭・狼四・兔三

近世初期このような記事は枚挙に暇がない。この鹿狩は冬季に家臣団の軍事訓練をかねて領民を動員して行なわれた。一方、家臣・村人・マタギなどが、藩庁に一定の運上金ないし捕獲物を上納して請け負う制度もあり、狩猟が行なわれていた。藩は鹿皮をはじめ獣皮類の他領への移出を禁じ、販路を独占して藩財政の支えとしていた。⁽²²⁾北奥のマタギの活動については紙幅上、割愛する。

これらを勘案すれば、諏訪信仰は武士階層のみならず領民ににおいても、いかに生活と心の支柱であったことか、ご理解いただだけよう。『十和田の本地』にも、南蔵坊の有力な味方として三戸の諏訪明神が登場して大活躍している。現実には人々は「鹿」は勿論、「イワナ」も「熊」も山の神に感謝して食した。しかし観念的には、これらは「禁断の生き物」であった。謎はこの諏訪信仰に潜んでいたと言えよう。諏訪の龍神信仰を媒介として「南蔵譚」と「八郎太郎譚」とが結びつく下地が存在し、これを

体現化したのが「古伝」であり、浄瑠璃化される以前の原「十和田の本地」の骨格であったと言えまいか。

3 北奥の熊野修験

この語りをはぐくみ管理していたのは、斗賀霊現堂出自の南蔵坊に代表される北奥の修験たちであった。関連して、彼らが保持した他の伝承や熊野信仰にもいささか触れておこう。

『十和田の本地』の大尾には、八之太郎への援軍として八大龍王軍が南蔵坊たちを襲う場面がでてくる。この中には八之太郎の父・八太郎沼の黒龍や池の堂の赤龍も登場する。「池の堂」とは八戸市川の大沼にある小祠である。近世ここを管掌していたのが山伏年行事・大泉坊であった。

八戸藩の祈禱寺院は、豊山寺（真言宗）を筆頭に、斗賀霊現堂・小田毘沙門堂・九戸妙見堂であった。また領内の山伏集団は常泉院（本山派）を総録に、各地域には年行事として、軽米村の松本院、久慈村の南光院・南善院、名久井村の来光院、八戸の大泉坊がおかれ、その下で宗教活動をおこなっていた。これらの行政的統括責任者である寺社町奉行は、正月元日には豊山寺へ参詣をした。一方、同十五日には豊山寺を招き、城中で般若経を読誦させ領内安全を祈願した。また日照りや不漁のときは、祈願寺や修験山伏に雨乞いや漁乞いの祈禱を寺社町奉行が命じた。文政五年（一八二二）六月九日の条「一、打続晴天にて諸作模様不宜二付、市川村池の堂月雨乞御祈禱、長根大

泉坊へ被仰付候由」、同年六月十三日の条には「一、於法靈雨乞御祈禱有之、昨晚今晚共二山伏舞之二付、子供等不残為見物参ル」などと『八戸藩日記』に見える。

大泉坊家には、次のような「池の堂由来」が伝わっている。⁽²⁴⁾

ある年大旱魃に見舞われた。領民は法印（山伏）に雨乞い祈禱を願う。法印は大沼の前に壇場を飾り、二日三日懸命に禱したが験がなかった。領民の失意を見、法印は捨身行を決意する。六月十四日、身を清めて兜巾鈴懸に不動袈裟をまとい、左に降魔の利剣、右に数珠、葦毛の馬に手綱かいくり、法螺貝を吹き鳴らし、大沼の廻りを三遍廻り入水した。馬も続いて飛び込んだ。すると、空はにわかによろけ曇り、震動雷電して車軸の雨が降り大地を潤した。人々は歓喜して一社を建立した。

八戸城中に祀られる「法靈社」も、これと同様の由来をもつと伝える。両社の由来は、「捨身行」という点において『十和田の本地』にも通底している。

大泉坊はもともと本山派の熊野修験であった。『雑書』によると、承応二年（一六五三）四月から十月まで大泉坊親子二人が、盛岡藩主重信の病氣平癒祈念のため熊野へ参り、大峰山で護摩執行をし、那智や大峯の御札を持参して来ている。

この地方は中世から熊野信仰がさかんで、近世に入っても、熊野御師がやって来て寺社町奉行に挨拶して領内の檀那場を廻っていた。一方、久慈の領民で、なんと八度も熊野詣をして



奉八度参詣の碑 (小林高太氏提供)

たかを如実に物語っている。

おわりに

以上、「古伝」について「八郎太郎譚」中心に論究してみた。さいごに今後の課題を提示して筆を擱(お)こう。

課題とは、『伝記』の説話と「古伝」の「南蔵坊譚」との関係の解明である。たとえば「十和田湖」がなにゆえ「言両山」と称されたのか。さらに、この説話自体の成立過程の究明である。

『伝記』には「女難蔵二向テ云ケルハ、此ノ山ノ西、奴可ノ巔ト云所ニ池アリ。此ノ言両ノ巔ヲ去ル事三里ナリ。彼ノ池ニ八頭の大蛇アリ。」という詞章がみえる。「十和田湖」とおぼしきを

いた人物がいた。「吉田金右衛門」という方である。和歌山県の熊野速玉神社境内には「奉八度参詣 奥州南部八戸領久慈八日町 吉田金右衛門 年七十三 宝永五年(一七〇八)子七月」と刻まれた石碑が立っている。

この碑(新宮市文化財指定)は、北奥の人々にいかに熊野信仰が根付いてい

「言両ノ嶺」と記すものの、「奴可ノ嶺」は『采歴集』の「糠壇の嶽八峰」に対応し、「八甲田」と確定される。ここには睡蓮沼をはじめ大小の池が存在する。また八甲田連峰と言両ノ嶺(十和田湖)の間を「三里」と記す。三里はほぼ妥当な距離である。これらを考え合せると、説話はすでに北奥とふかく結び付いて成立していたとしか言えない。藤根が『采歴集』のなかで「汝速到常陸 是傳寫之誤 可作陸奥 與出羽之彊」と、割注をもつて声高々に主張したのも、むべなるかなである。

近年の研究で、陸奥国猿賀山神宮寺の源永が常陸国の談義所にて明応二年(一四九三)に『一乗拾玉集』を书写していたことが解明された。さらに『宗要私案立』(関西大学蔵)は、秋田四天王寺の心俊の所持本で、十五世紀頃これが美濃国深瀬談義所で書写され、その後近江国柏原談義所の蔵書になっていたことも解明された。これらの研究をうけ、中世の天台談義所のネット上を視野にいった難蔵譚の生成について究明する時期が到来していると言えよう。なお想像をたくましくするなら、『十和田の本地』大尾の「龍王・魔王軍との合戦譚」も、この回廊(ネット)を通して、中世後期の「無明法性合戦状」・「仏鬼軍」・「鹿嶋合戦」などの草子群を取り込んで、浄瑠璃化される前に創出されていたのではあるまいか。

註

- (1) 『北から生まれた中世日本』第一部「古代東北の変動―火山灰と鉄―」二〇一二 高志書院
- (2) 『国史大系』第六卷
- (3) 村中健大「十和田湖のトワタ信仰と伝説」二〇一七 『秋田民俗』の末尾で「(伝統の) 文献内容を再編成・再構成して新たな伝説を創造しているものが決して少なくない。」と指摘。
- (4) 池上海一校注『三国伝記』上・下 昭和五一・五七 三弥井書店
- (5) 『来歴集』(旧南部家蔵) もりおか歴史文化館所蔵
- (6) 『青森県叢書』第六編 一九五三 青森県学校図書館協議会
- (7) 『南部叢書』第九卷所収
- (8) 鎌田辰男「松井道円の墓」道円については不明な点が多い。
- (9) 中井真孝「法然絵伝を読む」二〇〇五 佛教大学通信教育部
- (10) 右同「源空上人私日記」の成立について 一九八四『仏教化研究』二九号
- (11) 室木弥太郎・阪口弘之編『関蟬丸神社文書』(一九八七 和泉書院) より引用
- (12) 和歌説話『月刈藻集』三卷 一七七話 一六一〇年頃成立か編者不詳
- (13) 原田行造「月刈藻集の基礎的考察」(『中世説話文学の究・下』昭和五七 桜風社)
- (14) 『続群書類従33輯上』六九頁
- (15) 『菅真澄全集』第四卷 一九七三 未来社
- (16) 『菅江真澄全集』第一卷 一九七一 未来社
- (17) 『神道体系 諏訪』一九八二 神道体系編纂会
- (18) 『神道大系 文学編』一九八二 神道体系編纂会
- (19) 『大正新修大藏経』第七六卷
- (20) 『諏訪信仰の中世』平成二七 三弥井書店
- (21) 『雑書』旧南部家蔵・もりおか歴史文化館所蔵
- (22) 榎森進「近世前期における北奥の狩猟―盛岡藩領の事例を中心に」(『歴史のなかの東北』平成一〇 河出書房)
- (23) 藤田俊雄「東善寺から豊山寺へ―祈祷寺の歴史を探る」一九八八 八戸市立博物館研究紀要4号
- (24) 藤田俊雄「八戸における修験の動向」二〇〇四 八戸市立博物館研究紀要18号
- (25) 阿部 達「江戸時代の八戸の祭り―法霊祭礼と民俗芸能」一九八三『八戸地域史』第二号
- (26) 中野真麻理「二乗拾玉抄の研究」一九九八 臨川書店
- (27) 曾根原理「秋田四天王寺心俊と天台宗談議所」(『東北中世史の研究』下巻 二〇〇五 入間田宣夫編 高志書院)

附 『來歷集』 「十曲沼」 の全文翻刻

* 同文は『吾妻むかし物語』の末尾にも転載されている。ただし、若干『來歷集』のそれには見えない詞章がみえる。参考までに、それは括弧（ ）で挿入した。なお句読点は適宜施した。

十曲沼 亦十和田

奥州糠部郡奥瀬邑十曲沼、人皇七代孝靈天皇治世四十年壬子六月始湧出云云、三國傳記（略載之）、中古有二釋一、難藏坊者古傳云者額田カウ、嶽熊野山十瀧寺住職也、幼字謂二額部麿一、有二神通一者也、住二播州書寫之邊一、常三持二法華一。内ニ誦レ經典無レ懈怠、外信二權現一、有二精進一、誦功積而三千部、參詣日累而三十度、于粵

難藏念ハク也、妙法不思議也、真如不レ測也、直ニ自ハ非ル於レ慈尊出世之會座ニ為中證明上焉、争究ニ真源一、決レ大疑ニ乎。願クハ不レ改二此生一、而レ遇ニ彌勒之下生一、忽發ニ深誓一也。倩以月氏五天之界大義雖レ乖、日本一州地圓機獨リ熟、此レ是レ神明權現和光垂跡播シ冥助一致二擁護一故也、就レ中晋（惠）遠公三瞻二權宗一乎、感シ來迎レ於廬山月一、梁沈師暗（一才）「密教一也、任レ遊放ヲ淨界之風一、併依ニ其誓願一故也。不レ如詣テ熊野山一祈レ之、於是參籠スルコト三年、滿ニ千日一之夜夢ク、白髮老翁示レ藏曰。汝速到下常陸、是傳寫ノ誤、可作陸奥與ニ出羽一之疆、言コト高山ニ居セハ焉、可レ遂ニ所願一也、難藏隨ニ示現一到二件ノ處一、山頂有レ池。

古傳曰、難藏詣二熊野一、權現告命ス汝不レ改二此生一、求下值ニ慈尊之出世一、直ニ得コト證入上ヲ、祈請雖レ切也、所願ハ難レ滿歟、

所以者何トナレハ大凡含識之属、寄ル身於三有一之輩、不レ能二無終一、但於二蛇道一者無二此愁一、汝若可レ期ニ永年一成二蛇身一可レ歟、外又無二他方便一云云。難藏答曰、如レ得レ值三會之晚一、設使入二蛇道一足耳。權現復曰然則速ニ到二言高山一、尋二此草鞋一、一片所在、居ニ其處一可レ誦二法華經一云云、則出二草（鞋）一一片與レ藏。々得レ之下奥州、到二言高山一而、忽得二一片草鞋一、乃住ニ其處一誦レ經成レ大蛇一。（一ウ）「

號二十曲沼一、古松老檜蔽ニ于天一、奇岩怪石峙于岸、見ルニ傍有二岩窟一、藏坐二窟中一誦ス經、一夕化女忽然現レ形、有レ傍聽二讀經一、容貌端嚴居止閑雅、齡可二二十八一九。藏異ナリト之問曰、汝從レ何レ處一來ル、化女答曰、我居接レ境、今結二緣一難得之妙典、偶レ值ニ遇希有之法席一、五障之雲忽晴テ兮。並レ惠光於南方無垢之月、三明之露暖兮、添クワリ於西利寶池之蓮、願ニ來ニ止シテ我カ棲一、誦シ法華（一）、度ニシタマハ一群類。藏曰、我因二權現之靈示一、居ニ住ス此山一、以期ニ慈氏下生一、故不レ欲レ移二他所一。女曰、實ト我是池龍女也。願公與レ妾成二夫婦之契一、待ニ龍華之下生一、藏知二權現之冥助一即レ諾ス之。女曰、從レ是西方去ニ三里許一、有二奴可レ嶽ト云、絶頂ノ池中、有二八頭一大蛇、妻ニ乎我一。上半月住ニ于彼一、下半月來ニ于此一、今既ニ可レ來、慎テ勿レ念、難藏即取テ法華經一戴ニ之頭一、則忽變二九頭龍一。于レ時八龍到ル焉、風飄々乎ト雨斜々リ焉。雙龍聞フ乎七日夜、動（二才）「搖如二雷霆一、威耀似二電光一、池水激揚シテ、波色變ス血。八龍勢盡テ、曳一入ニ於大海一不レ果、現二小身一、入ニ奴

可池。

古傳曰、昔^レ糠部有^二八郎太郎^{ト云}者、與^レ其友二人入^レ山、採^二級樹皮^一。

是為^レ在^レ延繩又堅強而可^レ作^レ綱索以為^レ民間之業。

其友二人入^レ山、八郎太郎者留^テ朝炊^ス、下^レ谷汲^レ水、器中有^二三小魚^一。

鯛岩^ニ穴^ニ者

悦^レ而炙^レ之、將^レ頒^二之三人^一。燔^二炙^ル之^一、其汁滴^レ手、試^レ嘗^ル、則其甘美不^レ可

言也、故不^レ堪^レ忍、皆噉^ス盡^ス焉。有^二少時^一渴甚、飲^レ水、々

器皆盡^ラ矣。掬^レ谷水^一飲^レ之、猶未^レ休、自入^二水中^一飲、(吸勢

成^レ波)、漸次形變^シ、鱗生^シ、角萌、忽^ニ為^レ大蛇^一、友人帰^リ而

見^レハ之。溪邊^ニ左右大地動揺^シ、崖崩^レ而没^ル(水)。見^ルニ

(八郎)其形(容)既變^ス、二人大^ニ恐、遁去^ス矣。然^ルニ十和田

沼、舊^{ヨリ}有^二雌龍^一、無^二雄龍^一、八龍入^レ池、為^二之夫婦^一、是

大同二年八月也^{云々}。

後難藏坊、成^レ龍、入^レ彼池^一之後、八郎太郎、退^リ而南奔^リ志波^一

(2ウ)「郡」、上^二高水寺岡^一、望^二南方^一。壅^下塞^{シテ}駒嶽^ト與^二偵

岳^一二山之間、湛^二之北上河水^一、没^{シテ}和賀^一・稗拔両郡^一為^レ池。

則甚^ク可^レ得^二游泳之便^一乎。密^ニ相議之時、東^ノ方^ニ於^二小岡^一。

號^ス大^ニ里^一吠^ス森

犬吠^フ、八郎既恐^ニ(機密)漏洩^ニ去、歸^ニ于北^一、議^二鹿角郡^一鎮

祇奮勵^レ不^レ得^レ侵、奔^リ出^レ羽國^一入^二比内沼^一。又同國生内邑^一有^レ池、

或住^ニ于此^一、秋往^ニ比内^一、春彼岸之時正、到^レ生内^ニ云。到則滿

池之水、一夜忽開疊^ニ岸上^一数丈、(住池邊民家竟無聞疊水之音)

最^レ可^レ異焉。

私曰、名^二額田^一之處、有^二常陸^一・越後^一・陸奥之^二三處^一、常州者

訓^二奴加太^一、越州訓^二加久太^一、奥州額部者、訓^二加宇多^一也。額

峯里石林山者、號^二明比山增光寺^一、光仁帝寶龜八年丁巳建^二立

之^一。大坂山者、号^二行壽山大釋寺^一、亦謂^二波平山^一也。東風流

云、部惣領田處靈様者、岩木山百澤寺。惣社山國分寺、去何山

神宮寺、又猿賀山共云也。熊野山經宮寺、桓武天皇勅額^ノ寺也。

写^レ古記^一之義

不明 (3才) 一

或說云、南藏坊、糠部三戸永福寺、六區之坊ノ内、蓮華坊之住

侶而、於^二斗賀村^一建^二觀音堂^一。号^二靈現堂^一。

現或作^レ驗南藏坊之

所^二圖畫^一之両界之曼荼羅、永福寺什物也、裏^ニ書^ス康元之年号^一。

惜乎、延寶年中、永福寺焼失之時、件之曼荼羅、亦焼畢^ス。又靈

現堂ノ前有^二古鐘^一、銘^二南朝吉野元中年号^一。八郎太郎子孫、鹿

角郡^ニ于^レ今有^レ之云云 (3ウ)

(大尾) 元祿十二年己卯三月書之 藤根吉品

【付記】

「もりおか歴史文化館」には『來歴集』の閲覧および掲載許可

を、村中健太氏(青森県民俗の会)には十和田伝説の現況につ

いてのご教示を、二本松康宏・泰子両先生には諏訪信仰につい

て多大な学恩をたまりました。深くお礼を申し上げます。

(あべ・みきお/日本口承文芸会々員)